

閱覽用

平成30年 第3回

神崎市農業委員会総会議事録

平成30年3月1日

神崎市農業委員会

平成30年第3回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月1日(木) 午前10時30分 開会
2. 開催場所 神崎市役所3-3会議室
3. 出欠者の状況

出席委員 12名

欠席委員 1名

傍聴者 なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	欠
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	角田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	出

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

11番 福田 肇 委員 12番 黒田 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 江口 重信 係長 山口 秀利

日程第3 付議事件

- 議案第1号 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について 1件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更
承認申請について 1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(所有権移転関係)について	4件
議案第6号	非農地証明について	1件
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	37件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	12件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長	江口 重信
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主査	市丸 麻記

【農政水産課職員】

農政企画係主事	別府 卓馬
農政企画係主事補	川端 晃博

事務局長

おはようございます。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、総会に出席していただき誠にありがとうございます。着席して議事を進めさせていただきます。

それでは、平成30年第3回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長の挨拶をお願いいたします。

会 長

それでは、一言ごあいさつ申し上げます。今朝の新聞に載っておりましたが、昨日、吉野ヶ里町で火事があった訳ですが、私も5時頃電話がありまして、豆田のおぼっちゃん方が火事になっているということで、急きょ駆けつけましたが、既に焼け落ちて、隣も燃えてしまっておりました。只、90近いばあちゃんが昼間一人でしたので、おぼっちゃんの身が心配ですね、その時は、公民館の方におられましたけど、自分は隣の友達の家でお茶を飲みよってですね、お前方が火事ができよっぱい、ということで自分の家まで行かれん訳ですね、焼け落ちたと言われんもんで、周りの人も気遣っておりましたが、只、家は建て直しができますが、家の中が全部灰になっつけんですね、仏さんも長年住んだ思い出の物も、そういうことから今後おぼっちゃんがどうなるか心配なところです。また、話の模様では、最近不審火があちこちであって、

今回もたぶん放火ではないかという話をされておりました。詳しくは検証がされると
思いますが、放火は防ぎようがありませんが、お互いに気を掛けたいと思います。

それでは、只今から、平成30年第3回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長

本日の出席委員は12名です。

欠席届が4番 香月 委員より欠席届が提出されています。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則、第6条の規定によりまし
て、会長に議長をお願いいたします。「森」会長、宜しくお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委
員は11番「福田 肇」委員と12番「黒田」委員の2名を指名いたします。宜しく
お願いいたします。

議 長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の江口局長、山口係長を指名します。

議 長

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更 承認申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(所有権移転関係)について	4件
議案第6号	非農地証明について	1件
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	37件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	12件

以上、7議案52件、報告第1号の12件でございます。ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をされ、指名を受けてから、最初に議席番号と氏名を言って、マイクを通して発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 農地法第4条及び第5条関係)

(受付番号1番、申請者入室)

議 長

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第4条及び農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。受付番号1番について、審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について説明します。受付番号1番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇 〇〇番〇〇の他 合計畑2筆の31.05㎡で、転用の目的は宅地進入道路の拡幅、転用の理由及び譲り渡し人、申請人及び譲り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、着工は平成30年4月1日、完了は平成30年4月30日の予定です。権利の内容は、第5条の規定による許可申請については所有権の移転で、農振除外は2筆とも決定済み。農地区分は「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」の第2種農地で、許可基準は用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」です。位置図などを9ページ、10ページに添付しています。申請書類として土地利用計画図や残高証明書、佐賀東部及び神崎市土地改良区との協議、埋蔵文化財の届出などがあり、周辺農地の営農条件への支障の有無については雨水処理などが適切に計画されていて地区の同意書もあり、問題ないと思われまます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員の8番「福田省二」委員のご意見をお伺いいたします。

8番 福田 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

8番の福田です。

第1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容などを申請者などに確認しましたが、申請地は宅地への道路を拡張するには立地が適していて、隣接農地などに影響が及ばないよう適切に計画されていますので、問題はないと思います。みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

地区担当委員の説明が終わりました。これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号 農地法第4条及び農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号1番 申請者入室)

(議案第2号 事業計画変更承認、議案第3号 農地法第5条関係)

議 長

次に、議案書の2ページをお開きください。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について及び3ページの議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、関連がありますので、併せて審議します。事務局から説明させます。

事務局

【議案第2号及び議案第3号 受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

はじめに、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について説明します。2ページをご覧ください。受付番号1番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇 〇〇番〇〇田の424㎡で、平成29年5月29日付け佐賀県指令29農漁第5～4093号にて一般住宅の建築が許可されていますが、里道の払い下げを受けた土地と農振計画の変更が承認された農地を住宅用地に追加し、工期を延長して車庫を新たな位置に設置するため、農地転用許可後の事業計画変更承認を求めるものです。議案書は、上段が許可された計画内容で、下段が計画変更後の申請内容です。所要面積は114㎡追加され合計538㎡、造成費用の追加と工期が延長されています。位置図を11ページ、変更後の土地利用計画を12ページに添付していますが、12ページ右側の変更後の土地利用計画図は用地の追加と車庫の設置位置の変更を示しています。

つづきまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を説明します。議案書3ページをお願いします。受付番号1番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇 〇〇番 田の84㎡、これに許可後の事業計画変更承認を求める田424㎡と里道の払い下げ地30㎡を加え合計538㎡で、転用の目的は一般住宅、転用の理由、貸し付け人、借り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで着工は平成30年3月30日、完了は平成30年5月31日の予定です。権利の内容は使用貸借による権利の設定で、農振除外は決定済み。農地区分は「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」の第1種農地に該当しますが、許可基準は用地選定を行った上で「住宅 その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」となります。

位置図などは第2号議案と同じ11、12ページです。申請書類として土地利用計画図や資金証明書、佐賀東部及び神崎市土地改良区、埋蔵文化財の協議などがあり、周辺農地の営農条件への支障の有無については雨水処理などが適切に計画されていて地区の同意書もあり、問題ないと思われれます。説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。議案第2号及び議案第3号、受付番号1番について、地区担当委員の8番「福田省二」委員のご意見をお伺いいたします。

8番 福田 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

8番の福田です。第2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。変更された内容について地区担当の推進委員とともに申請者に確認しましたが、農振除外や里道の払い下げが済んだ用地の追加と、車庫の設置箇所を変更することについては、特に問題は無いと思います。また、第3号議案の受付番号1番の申請は、先ほど計画変更承認を申請された内容と同じで、追加したい用地分を許可申請されたもので、周辺農地などに支障が及ばないように計画されているので、特に問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。議案第2号及び議案第3号、受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

議 長

これより採決に入りますが、案件ごとに採決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請については、承認することに決定いたします。

議 長

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号2番 申請者入室)

(議案第3号 農地法第5条関係)

議 長

次に、3ページの議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題いたします。受付番号2番について、審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第3号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇 〇〇番の田2, 196㎡で、転用の目的は共同住宅、転用の理由及び譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで着工は平成30年4月20日、完了は平成30年8月20日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は決定済み。農地区分は「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている」第3種農地で、許可基準は「許可し得る」となります。位置図などを13、14ページに添付しています。申請書類として土地利用計画図や資金証明書、佐賀東部及び神崎市土地改良区、埋蔵文化財との協議などがあり、周辺農地の営農条件への支障の有無については、排水処理などが適切に計画されていて地区の同意書もあり、問題ないと思われまます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

(1番 森 委員)

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

議案第3号 受付番号2番の土地の所在は、私「森」の担当地区ですので意見を述べさせていただきます。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の増田推進委員とともに現地の状況や転用の内容などを申請者などに確認しましたが、申請地は住宅地内にあり、排水処理等が適切に計画されていますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

只今、地区担当委員としての意見を述べさせていただきました。これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号2番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号3番 申請者入室)

議 長

次に、議案書の4ページをお開きください。

受付番号3番について、審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第3号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号3番、申請地の所在は千代田町〇〇字〇〇 〇〇番〇〇の田とその他1筆の合計240㎡で、転用の目的は一般住宅、転用の理由及び貸し付け人、借り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで着工は平成30年4月10日、完了は平成30年9月30日の予定です。権利の内容は、使用貸借による権利の設定で、農振除外は決定済み。農地区分は「第3種農地となることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が

連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満である」第2種農地で、許可基準は用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。位置図などを15、16ページに添付しています。

申請書類として土地利用計画図や資金証明書、佐賀東部及び神崎市土地改良区、埋蔵文化財との協議などがあり、周辺農地の営農条件への支障の有無については、雨水排水処理などが適切に計画されていて地区の同意書もあり、問題ないと思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

地区担当委員の2番「筒井」委員のご意見をお伺いたします。

2番 筒井 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

2番の筒井です。

第3号議案の受付番号3番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の西岡推進委員とともに現地の状況や転用の内容などを申請者などに確認しましたが、申請地は実家に隣接していて、隣接農地が残りますが排水処理等が適切に計画されていますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号3番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

議 長

次に、受付番号4番について、審議いたします。

事務局から説明させます。

(受付番号4番 申請者入室)

事務局

【議案第3号、受付番号4番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号4番、申請地の所在は千代田町〇〇字〇〇 〇〇番〇〇の他15筆、田16筆18, 022.42㎡と里道払下げ地の合計18, 197.99㎡で、転用の目的は店舗新築、転用の理由及び貸し付け人、借り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで着工は平成30年4月5日、完了は平成31年3月31日の予定です。

権利の内容は賃借権の設定で、農振除外は決定済み。農地区分は「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」の第1種農地に該当しますが、許可基準は用地選定を行った上で「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設（その地域の農業従事者等を相当数安定的に雇用することが確実な工場、加工・流通業務施設等の事業所、店舗）」となります。位置図などを17、18ページに添付しています。

申請書類として土地利用計画図や残高証明書、佐賀東部及び神崎市土地改良区、埋蔵文化財との協議、開発行為許可申請、道路法工事承認申請、申請企業と神崎市で締結された地元農業従事者等の雇用に係る雇用協定書の写しなどがあります。周辺農地の営農条件への支障の有無については、排水処理などが適切に計画されていて地区の同意書もあり、問題ないと思われれます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

地区担当委員の4番「香月」委員は欠席ですが、委員から事務局へ現地確認の結果について報告があっているようですので、事務局から説明をお願いします。

事務局

【地区担当委員から意見及び現地確認の結果報告】

地区担当の4番の香月委員より、意見をいただいておりますので、事務局より報告いたします。

第3号議案の受付番号4番の申請は、私の担当地区です。地区担当の古川推進委員とともに現地の状況や転用の内容などを申請者に確認しました。申請地は国道に隣接していて、周囲には農地がありますが、支障が及ばないように排水処理等が適切に計画されているようです。また、地元農業者等の雇用につながるよう神崎市と雇用協定がなされているので、転用要件を満たしていると思います。みなさまのご審議をよろしくをお願いします。

香月委員より申請者の方にお願いがあっております。「申請地の北に隣接する農地所有者には、事業着手前に工事内容等を説明いただくようお願いいたします。」以上で、地区担当委員の意見等についての説明を終わります。

(申請地北側の隣接農地について、18ページの位置図で説明)

議 長

只今、地区担当委員の意見等について、代読により説明がされました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

はい、12番 黒田 委員

(質疑・応答)

12番 黒田 委員

12番の黒田です。適用欄に年間10a当たり借地料が100万円となっておりますが、これは永遠にずっと100万円ということですか。

議 長

申請者の方、今の質問について説明をお願いします。

申請者

今の100万円ですと決まっている訳ではありません。価格変動や諸々あるかと思しますので、その辺踏まえて随時、地権者の方と相談しながら増減額を含めて対応して行きたいと考えております。

10番 黒田 委員

すごい借地料で、びっくりしました。

もう一点、農業者の方の雇用を考えてあるということですが、何人ぐらいの雇用計画がありますでしょうか。

議 長

申請者の方、返答をお願いします。

申請者

今のところの計画では、地元雇用により全従業員130名程を予定しています。

うち3割は農業従事者を占めるような形で市の方と雇用協定を結んでおりますので、そうすると地元農業従事者40名は確保するように考えております。

10番 黒田 委員

ありがとうございました。

議 長

申請地はちょうど町村界付近となっておりますので、雇用者については、できるだけ国道から西の方から採用をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

他にありませんか。はい、13番 本間 委員

13番 本間 委員

〇〇さん（申請者）は、直産のコーナーはお持ちでないでしょうか。

議 長

申請者の方、どうぞ。

申請者

すべての店舗で設けているわけではなく、最近オープンした店舗では極力設けるようにしております。実際、狭いコーナーではありますが、〇〇店では産直地消のコーナーを設けておりますので十分検討できると思います。

13番 本間 委員

この周辺は農業をされている方が多い地区ですので、ぜひ産直地消のコーナーを設けていただくと農家の方も喜ばれると思いますので、よろしく願いいたします。

議 長

他にありませんか。

(なしの声あり)

ないようですので、質疑を終了します。申請者の方退室をお願いします。

(受付番号4番 申請者退室)

(ここで挙手あり)

議 長

はい、3番 服巻委員

3番 服巻 委員

香月さんが言われていた北側の土地について、再度説明をお願いします。

議 長

事務局、説明をお願いします。

事務局

(北側の隣接地について、黒板に図面を書き説明する。)

申請農地に接した農道の一部となっている土地です。

議長

よろしいですか。

(異議なしの声あり)

他になれば、採決に入ります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(議案第4号 農地法第3条関係)

議長

次に、議案書の5ページをお開きください。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

受付番号1番から受付番号4番まで、一括して審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第4号 議案書を基に朗読後、説明】

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書5ページから6ページに記載しております、受付番号1番から4番までは、移転する権利は所有権で、申請理由等は記載のとおりです。各申請地の位置図を19ページから23ページに添付しております。申請者は農地の全てを効率的に耕作し、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可基準を満たしているものと思われまふ。なお、受付番号4番は、平成29年10月に農用地売渡希望申し出書が提出されておりましたが、相対の取引が成立したため、取下げ願いが提出されております。説明は以上です

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番から受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

(議案第5号 基盤法第18条第1項関係)

議 長

次に、議案書の7ページをお開きください。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計(所有権移転関係)について議題といたします。

受付番号1番から受付番号4番まで、一括して審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第5号 議案書を基に朗読後、説明】

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。議案書7ページ受付番号1番から4番は、農業公社からの売渡案件です。土地の所在、所有権の移転を受ける者の氏名、価額等は記載のとおりです。公社からの所有権移転の時期は平成30年3月を予定しております。以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転関係)、受付番号1番から受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

(議案第6号 非農地証明関係)

議 長

次に、議案書の8ページをお開きください。

議案第6号 非農地証明について議題といたします。

受付番号1番について審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第6号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第6号 非農地証明について説明します。

非農地証明は、「神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準」の規定に基づき、申請された事案の現地調査と事実確認などを行った上で総会にて審議します。

受付番号1番 申請地の所在は、千代田町〇〇字〇〇 〇〇番〇〇の他 合計田2筆の372.25㎡で、非農地の内容や申請人などは記載のとおりです。農振除外は決定済みで農地区分は「公共投資の対象ではない小集団の生産性の低い」第2種農地と判断されます。申請地の位置図と現況写真を24、25ページに添付しています。

証明基準については摘要欄に記載のとおりで、既に20年以上にわたり周辺農地への影響がなく、かつ地区の認知のもと宅地で利用され、今後も引き続き利用する計画があるなど、神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準の規定に適合して非農地証明に該当すると思われまます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第6号、受付番号1番の申請は、千代田町〇〇ですので、地区担当委員の9番の「角田」委員に現地確認等について説明をお願いします。

9番 角田 委員

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

9番の角田です。

第6号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の黒田推進委員とともに現地の状況などを申請者などに確認しましたが、申請地は長年宅地で管理されていて、地域の同意もあり、非農地証明については問題無いと思います。みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。

議案第6号 非農地証明、受付番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(農政水産課入室)

(議案第7号関係)

議 長

次に、別冊の議案第7号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について議題といたします。

議長

提案者である農政水産課から1ページの総括表について説明を求めます。

農政水産課

【議案第7号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の川端と申します、よろしくお願ひいたします。

着席して説明させていただきます。

それでは、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。利用権設定関係総括表、利用権設定関係

神埼町 新規 12件 再設定14件 計26件

内訳は田 58筆 119,694㎡

千代田町 新規 3件 再設定 1件 計 4件

内訳は田 8筆 26,219㎡

脊振町 新規 3件 再設定 4件 計 7件

内訳は田 27筆 28,629㎡

神崎市 合計37件

内訳は田93筆174,542㎡となっております。なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。総括表による説明は以上です。

議長

只今、総括表の説明が終わりました。

2ページから3ページの農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番から受付番号12番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第7号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町、新規1番から3ページの12番までの申し出について説明します。設定する内容は、田33筆65, 113㎡となっております。その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

集計表の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第7号、農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番から受付番号12番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、4ページから6ページの農用地利用集積計画、神埼町、再設定の受付番号1番から受付番号14番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第7号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの神埼町、再設定1番から6ページの14番までの申し出について説明します。設定する内容は、田25筆54, 581㎡となっております。その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第7号、農用地利用集積計画、神埼町、再設定の受付番号1番から受付番号14番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、7ページの農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番から受付番号3番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第7号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の7ページの千代田町、新規1番から3番までの申し出について説明します。設定する内容は、田3筆8, 734㎡となっております。その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第7号 農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番から受付番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、8ページの農用地利用集積計画、千代田町、再設定の受付番号1番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第7号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の8ページの千代田町再設定1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田5筆17, 485㎡となっております。その他の内容につきまして記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第7号、農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、9ページの農用地利用集積計画、脊振町、新規分の受付番号1番から受付番号3番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第7号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の9ページの脊振町、新規分の1番から3番までの申し出について説明します。設定する内容は、田12筆11，927㎡となっております。その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第7号 農用地利用集積計画、脊振町、新規分の受付番号1番から受付番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、10ページの農用地利用集積計画、脊振町、再設定の受付番号1番から受付番号4番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第7号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の10ページの脊振町、再設定1番から4番までの申し出について説明します。設定する内容は、田15筆16，702㎡となっております。その他の内容につ

きましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第7号 農用地利用集積計画、脊振町、再設定分の受付番号1番から受付番号4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

以上で議案第7号 農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）についての審議を終わります。

農政水産課の皆さん、お疲れ様でした。

(農政水産課退室)

(農地法第18条第6項関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について議題とします。

受付番号1番から受付番号12番について、事務局から報告させます。

事務局

【報告第1号の報告書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について、農地法第18条第1項ただし書き第1号から第6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

1ページから4ページに記載しております、受付番号1番から12番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約ですので、お目通しをお願いします。

以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等について、ご質問はございませんでしょうか。

(質問なしの声)

議 長

ないようですので、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりです。

議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第3回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。

11時35分 閉 会